

# 学校図書館基準に欠けているもの

若林 元典

## I はじめに

学校図書館の経営を考える場合、その原図ともいべき学校図書館基準<sup>1)</sup>に焦点をあてて見る必要があると思われる。いわゆる原点に立ちかえって考察を進めるわけである。何故というに、学校図書館の現状を概観するとき、過去25年にわたって学校図書館の育成のために発揮された学校図書館基準の直接間接の影響力の大きさを見逃すことはできないが、一方において、当然発揮すべくして、自ら持たざるが故に発揮できなかった学校図書館基準の欠陥ともいべきものが指摘されるからである。すなわち、この学校図書館基準が望ましい学校図書館像として果して妥当なものであるかについては、月刊誌「学校図書館」No. 282<sup>2)</sup>における諸家の批判に見られる通り、幾多の改善を要する問題点を内蔵していることは否定することができない。

## II 学校図書館基準の性格

昭和28年における学校図書館法制定の起動力となったのはこの学校図書館基準であった。この学校図書館基準が発表されたのは昭和24年で、「基準」という名称が用いられてはいたが、文部省令によって定められた基準ではないので、法的な規制力は持ちえなかった。そこで、学校図書館の設置・育成を促進するために、この基準を法制化してほしいという学校教師達の要望に対して、その内容のうちで最も基本的と思われる事項だけが採り上げられて学校図書館法に集約されたと見ることができる。このようにして学校図書館法は制定され

たが、学校図書館基準はそのままに残された。だが、基準そのものは法制化されなかったけれども、学校現場や教育委員会に対して学校図書館像をかかげて見せることによって啓蒙的或いは指導的役割を果して来た功績は認めねばなるまい。そのような功績は功績として、ここで学校図書館基準に対し少しく冷静な評価を加えるならば、発表された当時は学校図書館のあるべき姿とか望ましい学校図書館像とか言われていたが、それから10年間に2回程部分的な修正が施され、昭和34年に改めて「学校図書館基準」として公表された以後は、全く無修正のまま放置されて来たために、現在の観点からすれば低い水準に凍結してしまっただ部分もあるし、本質的な考え方又は原理原則といった面でも、今ではいくつかの不備な点が目立っている。然し、今ここで学校図書館基準の不備をすべて洗い出して、真正面から基準批判を行おうとするのではない。基準の中では殆ど触れられてはいないが、それが学校図書館の本質にかかわる問題であるが故に、基準の原則として明記されて然るべき一点を取り上げて論ずるのが本稿の趣旨である。それが何を指すかは立論の進行にともなって明らかになるであろう。ここで一言ことわっておかなければならないのは、本稿で論ずる「学校図書館基準」は学校図書館法における「政令で定める基準」<sup>3)</sup>とは別のものである。ここでは専ら前者のみが考察の対象になるということである。以下本稿では「基準」の語をもって「学校図書館基準」をあらわすことにする。

基準では、〈原則〉の2において学校図書館を構成する基本的要素として、(1)図書館職員、(2)図書館資料、(3)図書館施設をあげている。<sup>4)</sup>この3つは確かに最も基本的なものであって、その何れを欠いても図書館は成立しない。これら有形の人的ならびに物的な要素は学校図書館作りに最少限必要なもので、行政的又は財政的措置の対象としてまっ先にあげられるべきものであろう。だから学校図書館法でも十分とは言えないまでも、職員と資料については明確な規定がなされている（但し施設については遺憾ながら何の規定もない）。然し学校図書館において考究すべき重要な問題はその動きである。即ち活発に利用される学校図書館の経営である。学校図書館は単に小型の図書館としてとどまるのではなくて、学校教育を推進するうえにおいて不可欠の機関として経営され

なければならないという自覚である。学校における教育活動の中にながしりと組み込まれなければならない学校図書館の名に値しないということである。この点で基準の〈原則〉の規定はあまりにも抽象的で指向性を欠いていると言わなければならない。

### Ⅲ アメリカの学校図書館基準 (1)

1945年に ALA が発行した *School Libraries for Today and Tomorrow*<sup>5)</sup> はわが国の基準を作成するにあたって参考にされた、いわばアメリカの学校図書館基準であるが、その中でも、学校図書館において欠くことの出来ないファクターとして、(1)司書、(2)蔵書、(3)施設をあげている。またその他に、学校図書館の目的は学校自体の基本的目的と一致するということ、および学校図書館奉仕は基本的には教育委員会の責任であるということなど、わが国の基準と殆んど同一趣旨であるが、それに続いて次のような大変重要な主張のあることに注目しなければならない。「学校図書館の効果を高めるために欠くことのできないものは、ライブラリアンと生徒は勿論、その他学区内における多くの人々の理解ある建設的な参加協力である。特にその中には(1)教育長および中央管理系統の職員、(2)学校長、(3)教科担当教師が含まれる。」<sup>6)</sup> わが国との教育行政上の相違は十分考慮しなければならないが、それにもかかわらず、学校図書館の運営に直接タッチするライブラリアンや生徒の他に、管理系統の役人や学校長とならんですべての教科担当教師の参加協力をあてにし、彼等を学校図書館経営の不可欠のファクターとする考え方が示されているのを見逃してはならない。

わが国の基準の作成にあたってはこの *School Libraries for Today and Tomorrow* が参考にされたことは前に述べた。基準の〈原則〉1,2,3, はすべて SLTT の〈原則〉のうちに列記されていることである。然し故意にか偶然にか、上に引用した「関係者の協力」の箇条は他の2,3の箇条とともに〈原則〉としては採り上げられなかったのである。そして〈原則〉以外では僅かに〈運営〉と〈利用指導〉でその趣旨のことに触れてはいるものの、「関係者の協力」

の重要性への関心の程度は SLTT やその後に出た Standards for School Library Programs. ALA, 1960<sup>7)</sup> と比べると遙かに低調であると言わなければならない。今まで「関係者の協力」を問題にして来たが、ここで焦点を絞って、「関係者」を校内の関係者に限定し、以後「校内の協力体制」を主たるテーマとして考察を進めることにする。

#### Ⅳ アメリカの学校図書館基準 (2)

Standards for School Library Programs はその〈一般原則〉で、「学校図書館計画の真の概念は単に図書館の施設内に局限されない学校全体における指導、奉仕、活動を意味する。学校経営のあらゆる部面は図書館資料と図書館奉仕によってその内容が充実される。図書館計画が成功しているかどうかを測る物指しは一般教師と生徒達が図書館奉仕や資料や図書館職員をどれだけ頼りにしているか、その程度である。」<sup>8)</sup> と述べ、学校図書館の活動を限られた領域に閉じこめずに、学校の教育活動全体に向って開かれた機能としてとらえている。また〈読書と読書指導〉では、「生徒の読書能力や興味を発達させることは教師、ライブラリアン、および親達の連帯責任である。」<sup>9)</sup> とする至極あたりまえの主張の他に、「効果的な読書指導計画をすすめるためにはライブラリアンと教師の協力は絶対に必要である。この場合の協力とは、生徒の興味、必要、能力に関する情報やこれらの要求に応ずる資料関係の情報を交換しあうことである。」<sup>10)</sup> とし、さらに進んで具体的な連絡事項や連絡方式の定形化にも言及している。〈資料の利用指導〉では、「図書館およびその資料の利用指導においては、学校長、教科主任、教科担任、およびライブラリアンを含む関係者の協力を必要とする。」<sup>11)</sup> という概括的な叙述に続いて、「資料の利用指導の全体計画の中には、生徒が修得すべき知識の範囲や技能の種類が含まれ、それらが教育課程の中の各教科や各学年に配当されていなければならない。」<sup>12)</sup> という利用指導の基本的な問題にも触れているが、このようなことはいわゆる図書部というような限られた業務領域内で手におえる問題ではない。〈資料の選択〉の

中には、「教師は図書館主任に対し、学校図書館の資料としてコレクションに加えるべきものを推薦する。教師が学校図書館の資料選択に果たすべき役割は重大である。彼は自分の専門に属する資料や生徒の必要・能力に適した資料について十分な知識をそなえており、彼とライブラリアンとの間には常に対話を交換する道 (a two-way avenue of communication) が開かれていて、その道を通じて自分の専門に属する新しい資料についての情報を交換する。」<sup>13)</sup>とあり、選択における一般教師と図書館間の協力の基本的なあり方も紹介されている。同書では今までのところ、学校図書館のそれぞれの機能について全校的な協力の必要性を述べて来たが、さらに〈教科担当教師およびその他の教師と学校図書館〉という一節を設けて、教師と図書館の協力に関するまとめを行っている。「学校図書館経営の成否を決定する最大の要素は教師が生徒に図書館の資料を利用するように動機づけるその度合いであると言ってもよいであろう。……中略……この場合教師ということばは、教科担当教師の他にカウンセラーや他の領域を担当する教師を含めて用いられる。その理由は、教科、生活、職業等の指導はすべて学校教育の領域であって、図書館の奉仕活動と資料によってその内容を充実することができるからである。教師と図書館の協力関係を律する一般原則は次の通りである。」<sup>14)</sup> この引用は同節の冒頭の一部であって、以下詳説に入っているが、この節の記述は前出の各節の内容と重複している点が無いでもない。見方によっては、同書全篇を通じて「校内の協力体制」の必要がそれ程に力説されているのだと言ってもよいであろう。

## V アメリカの学校図書館基準 (3)

1969年にはアメリカ合衆国では Standards for School Media Programs<sup>15)</sup> が刊行され、学校におけるメディア計画（すなわち印刷資料と視聴覚資料を含む教材資料運用計画）の基準として公表された。この書の最も基本的なテーマは言うまでもなく総合資料センター論であるが、それとならんで、その基底には「校内の協力体制」の構想が脈々と流れていることは明らかである。今その

一端を示すならば、〈メディア計画——指導のための資料〉の中で、「メディア主事は学習の過程、青少年の発達段階、および教育課程の展開についての知識をそなえていて、教師達と緊密な協力をし、また教師は学習指導に必要な、質量ともに豊かな各種参考資料がメディア計画の中に含まれていることを承知していなければならない。」<sup>16)</sup>と書きはじめて、最後に「最も効果的なメディア計画は校長の支持を受けていることが必要であり、同時に一般教師とメディア主事とが断えず協力関係にあることを条件とする。教師はこの協同チームのメンバーとして、メディア主事に教育課程の内容および生徒に与える課題について知らせておく。教師はまたメディアの利用指導を計画したり、資料評価を行ったり、メディアセンターの利用を動機づけたり、またメディア計画の推進に協力を惜しまない。」<sup>17)</sup>と結んでいる。

学校図書館経営における「校内の協力体制」が上述の通りアメリカ合衆国の学校図書館に関する3つの基準書(SLTT, SSLP, および SSMP)では大きく採りあげられ、特にSSLPでは一部重複をいとわず再説され強調されているにもかかわらず、わが国の基準では殆ど閑却に等しい取扱いをうけている理由は奈辺にあるのであろうか。両国の教育的風土の違いが然らしめているのであろうか。すなわち、アメリカでは当時学校図書館の活動を正常化するためには、学校図書館と一般教師との協力を強調しなければならないほど学校図書館は閉鎖的であり、一般教師は教科書以外の生徒の学習資料について無関心であり盲目であったが、一方わが国では学校図書館と教師との連絡協調は申し分なく、学校図書館は常に開かれた機能を発揮しており、教師は生徒の学習資料の選択や利用指導に熱心であったので学校図書館のために校内の協力の必要を強調するまでもなかった、ということで事実の説明がつくのであろうか。事実はそのようではないと思う。アメリカにおいて「校内の協力体制」を強調する必要があったと同じようにわが国においてもそれは必要であったし、そして現在においても必要度は変わっていないと考える。

## Ⅵ 学校図書館の本質

私は今までわが国の基準に欠けているものとして問題を設定して来たが、基準の欠陥やその理由をせん索することが本稿の主たる目的でないことは前述した通りである。そして「校内の協力体制」が学校図書館の本質にかかわる問題であることも前に触れた。そこで次には学校図書館の本質の方向に視界を転じて、「校内の協力体制」との関連を考えてみたい。

**利用者** 学校図書館は資料の組織化や管理の面では一般の公共図書館と共通するところ少なしとしないが、運営面においては学校図書館特有の方法によらねばならないことが多い。ではその根元はどこかと言えば、私は先ず第一に利用者を挙げたい。すなわち学校図書館の利用者はその学校の生徒と教師という特定の集団であることである。この場合、生徒と教師というように併記されていてもその関係は映画館の観客としての大人と小人のようなただ年齢の違う赤の他人ではない。この教師はその学校の教師すべてであり原則的には一人の例外も認められない。すべての教師は、教科指導か教科外指導或いはその両方の領域で生徒の教育を担当しているのであるからである。また学校図書館の資料は「教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成する」<sup>18)</sup> 目的に役立つべきものであるから教師が生徒指導とは無関係に学校図書館の利用者であることはなく、若しあったとしても、それは例外である。ここに教師と学校図書館との深いかかわりの一面が見られる。

**資料構成** 新時代の教育は教科書依存から脱却して、学習に役立つ資料を広く求めて行わなければならないとされている。では教科書依存は何故悪いのか、という問いに対しては、受験即応の詰め込み教育の学習形態そのものだとか、教育の国家統制につながるとかというような答をよく聞かされる。然しそのようないわば未必の因果論だけで教科書依存の是非を片付けるわけにはいかない。生徒が学習活動に用いるべき資料はどうあるべきか、という教育理論又は教育方法論の問題として考察し、教科書依存からの脱却への確信を深めなけれ

ばならない。教科書の範囲を一步も出ない講義は勿論のこと、教科書の訓詁注釈をいかに詳細に試みても、生徒の学習活動が能動的に転ずることがなければ、教育効果の高まりを期待できないという認識と同時に、教科書依存から脱却してしかも適時に適切な資料を入手するためには学校図書館の充実にまたねばならないことを銘記すべきである。

そこで教科書以外の学習資料を如何にしてそろえるかを考えなければならない。現在出版又は製作されている図書資料や図書以外の資料は夥しい数にのぼっている。その中には良質のものも多いが採るに足りないものも含まれている。良質であっても児童・生徒の発達段階に対する適否の問題もある。学校の教材資料としてそれらを手当り次第に採用してよい筈はない。情報過多、資料過多の現象は教材となるべき出版物や製作品の分野でも他の世間とあまり変りはない。そのような多くの図書および図書以外の資料の中からそれぞれの学校教育の目的に適したものを選択して学校図書館の資料を構成しなければならない。このようにして学校図書館は“全校的総合資料センター”となり、メディアセンターともなるわけである。学校図書館の資料構成の眼目はそれぞれの学校の教育目的に適合するものの収集であるが、言い換えればそれはその学校の「教育課程の展開に寄与するとともに生徒の健全な教養を育成する」ものということになる。さらに指導的見地からすれば、それぞれの教科指導やあらゆる教科外指導に必要なして十分な資料をもって構成される必要がある。そう考えて来ると学校図書館の資料の選択には生徒の指導に携わる全教員の参加が望ましいということになる。学校図書館の特徴としてなお留意すべきことは、その閲覧方式や利用者のことを考慮に容れると、資料の数量には一定の限度があるということである。多ければ多い程良いというものではない。“良書よりも適書”ということを考えて入れて、精選された最適の資料をもって構成することに主眼をおくべきである。

資料構成における資料の組織化の仕事については、その大部分は図書館の専門職員の担当すべき業務であるから、一般の教師の協力を求めずに行われるのが普通であるが、それに先立つ資料の選択の段階では、できるだけ大ぜいの教



師の希望や意見の申出を受入れることが精選された最適の資料構成に役立つことになる。指導に当る教師達がこれこそ生徒用としてピッタリだという資料を多数コレクションに加えることによって利用度の高い学校図書館の下地ができて上がるわけである。

**利用指導** 教科担当の教師が自分の教科の内容に関係の深い生徒用図書を選択する場合の関心の高まりが、生徒に対する利用の動機づけや利用指導における関心につながっていることは屢々見受けられる。このような教師の指導は生徒の図書館利用を活発にする有力な原因となるものである。水を飲みたがらない馬に水を飲ませることは無用のことかも知れないが、本を読みたがらない生徒を本に親しませる努力は放棄されることなく、そのために幾通りかの手段方法が講じられなければならない。そのうちでも授業を担当する教師の指導助言が生徒の心を動かすのに力があつたという経験を屢々耳にすることがある。

資料利用の動機づけに指導担当教師の参加協力が威力を発揮するように、利用指導の展開にあたっても同様のことが言えるであろう。それは学校における教師全員の協力によって行われるべきことは上記 Standards for School Library Programs からの引用文中に唱えられている通りであるが、その文に続く「教師やライブラリアンは指導計画をすすめるに当って形式的、独断的に陥ることを避け、授業の目的と必要に基づき、教室における学習と完全に結びつくように展開させる。図書館や資料を利用することは重要な手段ではあるが、それはあくまで究極の目的すなわち情報の総合、知識の拡大、問題の分析と解決、思考、省察、好奇心の満足、趣味の育成、娯楽などに到達する一つの手段に過ぎない。」<sup>19)</sup> という主張を含めて同書の利用指導論には聴くべきことが多い。

**読書指導** もう一つ学校図書館の特質としてあげたいのは学校における読書指導である。読書指導の領域をどうとらえようとも、小学校などで図書館利用の時間を設けて専ら司書教諭が指導に当る場合を除いて、指導の機会は学校における教育活動全体に広がる（各教科の学習に関連し、ホームルーム活動やクラブ活動のような教科外の活動を通じて、図書館における読書相談を通じ、ま

たは不定期に行われる個人的な指導によって、というように)。またたとい図書館利用の時間を特設して、有能な専任者が指導したとしても、それ以外の場における他の教師の指導は不用であるということにはならない。むしろ図書館係としては、計画、調整、資料提供等の奉仕活動など重要な仕事を担当することによって、読書指導が学校図書館経営の中に正しく位置づけられると考えたい。このようにして読書指導はその学校の教育活動全体の中にながらりと組み込まれて実践されるのが本然の姿であろう。

## Ⅶ むすび

以上学校図書館の特質を、まず最初にその利用者が生徒と教師という特定集団であるとの認識から出発して、それが学校図書館の利用者であること以前に学校教育の対象であることを確認し、学校図書館の目的から資料構成の在り方を特徴的にとらえ、この利用者との資料とが結びつく時に生ずる利用指導・読書指導の必然性の上にも学校図書館の特質を見定めた。そしてそれら全体を通じて現象面には常に多くの教師の参加協力が要請されることから学校図書館の本質を「校内の協力体制」の相でとらえたのである。然るにわが国の学校図書館基準には、この学校図書館の本質をなす理念が欠けていることに着目して、基準のあるべき姿を考えながら、学校図書館の本質を浮き出させようと試みたのである。

図書館の専門的業務をはじめ、専ら学校図書館係が担当すべき領域については敢て触れずに来たのはそのためである。触れないで来たからといって司書教諭の専門職制を決してないがしろに考えるわけではない。全校の協力体制は自然に成熟するものではない。それは学校図書館の本質にかかわるものであるけれども、学校なるが故に自然にそなわっているというものではないからである。生徒という特定の利用者の学校図書館への適応を効果的にするために校内の協力体制が必要とされるのであって、つまりその協力体制は生徒の学校図書館利用の活発化という指向性を持つが故に、司書教諭の専門職制は毫もその必

要性を減ずるものではない。教諭であって同時に司書であるということが強く要請されるわけである。

わが国の基準が欠陥を持ったまま、未発達のままに凍結してしまっただが、それにもかかわらず現実には独自のペースで、それぞれの目標に向かって成長の歩みが続いている。然し基準は常に現実の鑑としての機能を持つことが要請され、その機能が働かなくては基準としての存立価値はないことを考えれば、学校図書館の本質にかかわる理念を欠いている基準の行末には見限りをつけて、新しい主唱者による新しい構想に基づく学校図書館基準の誕生を望んだ方がよいのであろうか。(49. 9. 3)

〈注〉

- 1) 文部省「学校図書館運営の手びき」明治図書，昭和 34，p. 30—35.
- 2) 雑誌「学校図書館」全国学校図書館協議会，No. 282，特集：学校図書館基準を考える.
- 3) 学校図書館法施行令，昭和 29 政令第313号.
- 4) 文部省前掲書，p. 30.
- 5) The American Library Association, Committee on Post-War Planning. *School Libraries for Today and Tomorrow*. Chicago: American Library Association, 1945. p.9.
- 6) 同上書，p.9.
- 7) The American Association of School Librarians. *Standards for School Library Programs*. Chicago: American Library Association, 1960.
- 8) 同上書，pp. 14—15.
- 9) 同上書，p. 15.
- 10) 同上書，p. 16.
- 11) 同上書，p. 18.
- 12) 同上書，p. 18.
- 13) 同上書，p. 74.
- 14) 同上書，p. 65.
- 15) The American Association of School Librarians and the Department of Audiovisual Instruction of the National Education Association. *Standards for School Media Programs*. American Library Association, Chicago, Illinois and the National Education Association, Washington, D. C., 1969.

94 学校図書館基準に欠けているもの

- 16) 同上書, p. 3.
- 17) 同上書, p. 4.
- 18) 学校図書館法 第2条
- 19) The American Association of School Librarians. 前掲書, pp. 18—19.